

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	蓮田市立学校施設利用許可		
根拠法令及び条項	学校施設の確保に関する政令第3条、社会教育法第45条、蓮田市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則第6条、蓮田市立学校施設開放実施要綱第8条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成9年10月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 30日 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	令和6年 3月22日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	蓮田市教育委員会生涯学習部社会教育課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

学校施設の確保に関する政令

(学校施設の使用禁止)

第三条 学校施設は、学校が学校教育の目的に使用する場合を除く外、使用してはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 法律又は法律に基く命令の規定に基いて使用する場合
 - 二 管理者又は学校の長の同意を得て使用する場合
- 2 管理者又は学校の長は、前項第二号の同意を与えるには、他の法令の規定に従わなければならない。

社会教育法

(学校施設利用の許可)

第45条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

蓮田市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則

(利用手続)

第6条 開放施設を利用しようとするものは、教育委員会に団体登録し、利用者会議において利用日程表を作成し、教育委員会の許可を受けなければならない。

蓮田市立学校施設開放実施要綱

(利用方法及び許可)

第8条 学校施設を利用しようとする登録団体の代表者は、翌月、または翌々月分の利用日程について開放校ごとの利用者会議（1ヶ月、または2ヶ月に1回）に出席しなければならない。

- 2 前項の会議において利用団体間の連絡調整を行い、日程表を作成し、これに基づき教育委員会が許可する。